

令和3年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和3年6月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年6月4日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和3年6月4日	10時20分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	10番	川下武則	11番	久保繁幸	1番	山口一生
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	川島安人		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	安西勉		
	総務課長	田中照海	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村正史	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	西村芳幸	学校教育課長	中川博文		
	町民福祉課長	津岡徳康	社会教育課長	萩原昭彦		
健康増進課長	野田初美	太良病院事務長	井田光寛			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年6月4日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
町長提案 報告第1号
議案第34号～議案第46号
町長の提案理由の説明
- 日程第5 委員長報告
総務常任委員会（所管事務調査）
経済建設常任委員会（所管事務調査）

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和3年6月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和3年第3回太良町議会定例会第2回を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として10番川下君、11番久保君、1番山口君、以上3君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期案につきましては、去る5月31日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本

日から6月11日までの8日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から6月11日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について、初めに監査委員より3月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、教育委員会より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和2年度太良町教育委員会点検評価報告がなされております。事前に配付しておりますので、これをもって報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の報告第1号及び議案第34号から議案第46号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和3年6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。

それではまず、本日の議案の提案理由を説明させていただく前に、現在取り組んでおります新型コロナワクチン接種事業の進捗状況について御報告をいたします。

5月17日より優先的に実施しました75歳以上の方を対象としたワクチン接種は、6月2日現在で1回目の接種を高齢者施設等の従事者が205名、高齢者が1,032名完了されており、本日6月4日の時点になりますと約1,300名になる予定でございます。また、先行して実施された医療従事者等の接種におきましても、既に182名の方が2回の接種を完了されております。

今後の接種スケジュールとしましては、次の優先順位と考えております65歳から74歳の方を対象とした接種を6月21日から受付を開始し、28日から接種を開始するように準備を進めております。このまま現在の接種スケジュールで実施してまいりますと、65歳以上の方のワクチン接種は7月末で完了する見込みであります。それ以降の64歳以下の方を対象とした1

回目のワクチン接種は、7月中旬頃からの開始を予定いたしております。

なお、接種の混雑を避けるため、対象年齢を調整しながら実施してまいります。また、若い世代を対象としたワクチン接種は、利便性を考慮し、現在平日に実施している個別接種に加え、休日のワクチン接種も計画したいと考えております。

ファイザー社のワクチンにつきましては、5月31日より接種の対象年齢が12歳以上に引き上げられました。これを受け、当町では接種を希望される全ての対象者の接種完了を10月末と見込んでおりますが、今後町の医師会との協議や国、県の支援によるワクチン接種の機会が増加すれば、それらを活用してできるだけ早急に接種が完了するよう取り組んでまいりたいと考えております。

全国的に第4波として再拡大したコロナウイルス感染症は、佐賀県においては感染者が減少傾向にありますが、陽性者による病床占有率はいまだ高い水準であり、今後も予断を許さない状況であります。町民の皆様には、ワクチン接種完了後も引き続き感染予防を徹底していただき、感染拡大防止に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第1号は、令和2年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

令和2年度太良町一般会計繰越明許費につきましては、去る3月定例会で議決を得たところでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により説明し、報告いたします。

繰越計算書を御覧ください。

令和3年度に繰り越す事業は、国の補正予算に基づく新型コロナウイルスワクチン接種事業や、昨年の7月豪雨により被災した農地や橋梁等の年度内での工事の完了が困難となった災害復旧事業など全7事業であります。翌年度繰越額の合計は5億7,774万4,000円で、財源の内訳は未収入特定財源として国県支出金が4億2,112万7,000円、内訳といたしましては国庫支出金が2億1,280万7,000円、県支出金が2億832万円であります。また、地方債が8,940万円、その他として災害復旧費分担金となりますが90万8,000円、一般財源が6,630万9,000円となっております。

次に、議案第34号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、太良町税条例の一部を改正する必要が生じたので、緊急を要する事項について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらるるものであります。

今回の主な改正は、個人所得課税関係、固定資産課税関係、軽自動車課税関係についてであります。

個人所得課税関係につきましては、1点目は法律等の改正に合わせて個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族について、国外居住親族の取扱いの見直しを行うものであります。

2点目は、給与所得者、公的年金受給者等の扶養申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。

3点目は、特定一般用医薬品等の購入に係る医療費控除の特例を5年延長する改正であります。

次に、固定資産課税関係につきましては、宅地等で価格が上がる土地について令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする特例を設ける改正であります。

次に、軽自動車課税関係につきましては、購入時にかかる軽自動車税環境性能割を1%分軽減する特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで9か月間延長する改正であります。

以上のほか、今回の地方税法等の改正に合わせ、条文の整理等、所要の改正も行っております。

次に、議案第35号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

本案は、太良町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容としましては、診療科目として循環器内科を加え、介護保険のサービス事業として指定居宅サービス事業に訪問リハビリテーションを加え、指定介護予防サービス事業に介護予防訪問リハビリテーションを加えるものであります。

次に、議案第36号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和3年度太良町一般会計補正予算（第2号）は、海中鳥居地域振興用地の一部舗装及び亀ノ浦定住促進住宅敷地内のフェンス工等に係る歳入予算額及び歳出予算額の補正について、去る4月13日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、7ページを御覧ください。

観光費の海中鳥居地域振興用地舗装工事140万円は、聖火リレーの実施に当たり本町の海中鳥居が佐賀県内の出発点となったことから、スタート地点の舗装を行うものであります。

住宅管理費の亀ノ浦定住促進住宅環境整備工事220万円は、内覧会時に住宅周辺における安全対策の必要性が確認されたため、イノシシよけフェンス166メートル、ネットフェンス86.1メートル、グレーチング蓋設置25.8メートルを施工するものであります。

なお、これらの財源につきましては、6ページの財政調整基金繰入金で調整しております。

今回の専決については、5月9日に控えた聖火リレーの開催及び亀ノ浦定住促進住宅に新しく入居された方々が安心して生活できる住環境整備として早期に施工する必要があったた

め専決処分したもので、歳入歳出それぞれ360万円を追加し、補正後の予算総額を76億1,968万4,000円といたしております。

次に、議案第37号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和3年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、検温付消毒器の購入及び地域共通商品券給付事業に係る歳入予算額及び歳出予算額の補正について、去る5月19日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、7ページを御覧ください。

一般管理費の庁舎用備品359万円は、検温付消毒器14台の購入に要する経費で、その設置場所は役場玄関、大浦支所、中央公民館、各小・中学校など全14か所を予定しております。

商工業振興費の消耗品費9万円から地域共通商品券換金業務委託料1億3,512万5,000円までは、緊急経済対策として実施する地域共通商品券給付事業に係る経費で、商品券の給付は平成15年4月2日以降に生まれられた方については1人当たり2万円、平成15年4月1日以前に生まれられた方については1人当たり1万5,000円の商品券を配布し、町内における消費の喚起と町内事業所の下支えを図るものであります。

財源については、6ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,934万7,000円を充当し、このほか歳出全般にわたって財政調整基金繰入金及びふるさと応援寄附金基金繰入金で調整しております。

今回の専決については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染防止、また太良町独自の緊急経済対策として早期に実施する必要があるため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ1億4,205万3,000円を追加し、補正後の予算総額を77億6,173万7,000円といたしております。

次に、議案第38号は、太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、法律の改正に伴い太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

改正内容は、第3条中の引用法律名、「農業災害補償法」を「農業保険法」に改正するものであります。

次に、議案第39号は、太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、個人番号通知カードが廃止されたこと及び個人番号カード再発行事務が自治事務から委託事務に変更されることに伴い、その手数料を削除する改正を行うものであります。

なお、本条例の施行期日は本年9月1日であります。

次に、議案第40号は、太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、助成の対象に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加するものであります。

次に、議案第41号は、太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正が行われたことにより、太良町国民健康保険条例に規定する新型コロナウイルス感染症の定義を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

次に、議案第42号は、令和3年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ2,787万2,000円を追加し、補正後の予算総額を77億8,960万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。

13ページを御覧ください。

福利厚生費の消耗品費92万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として購入予定の新型コロナウイルススクリーニング検査キットに係る経費で、300キットの購入を予定しております。

次のページを御覧ください。

企画財政管理費の民間賃貸住宅等建設促進事業補助金1,500万円は、町民の住環境の向上と移住・定住の促進を図ることを目的として、太良町内に賃貸住宅または立地企業の従業員宿舎を建設する者に対して補助金を交付するものであります。補助金の額は、1戸当たりの床面積が30平方メートル以上50平方メートル未満で150万円、50平方メートル以上70平方メートル未満で200万円、70平方メートル以上で250万円といたしております。本年度については、1戸当たりの床面積が30平方メートル以上50平方メートル未満の10戸を見込み、1,500万円を計上いたしております。

18ページを御覧ください。

児童福祉総務費の消耗品費2万円から子育て世帯生活支援特別給付金655万円までは、独り親世帯以外の低所得者の子育て世帯への給付金の支給に係る経費で、給付金の額は子供1人当たり5万円、対象者は131人を見込んでおります。

21ページを御覧ください。

環境衛生費の衛生害虫駆除費補助金51万円は、個人が専門業者へ駆除を依頼し害虫駆除を行った場合に経費の2分の1、1万円を上限として補助するもので、本年度は51件を見込んでおります。なお、上段の衛生害虫駆除委託料41万1,000円の減額は、本補助金への移行に

よるものであります。

次のページを御覧ください。

畜産業費の養鶏農場防鳥ネット設置支援事業費補助金82万7,000円は、家畜衛生管理基準の改正により堆肥舎等、鶏舎以外の施設への防鳥ネットの設置が義務づけられたことに伴うもので、8養鶏農場を対象に対象経費の10分の1を補助するものであります。

なお、国庫補助金2分の1が別途に交付をされます。

農地費の広域農道舗装構造調査業務委託料50万円は、来年度に予定した790メートルを前倒しで施工することに伴う、たわみ量調査に係る経費であります。

23ページを御覧ください。

広域農道舗装補修事業70万円は、町単独施工分として事業量の増を行うものであります。

28ページを御覧ください。

非常備消防費の消防団員退職報償金571万円及び消防団員退職功労金55万6,000円は、共に令和2年度退団者36名分に対する報償金及び功労金であります。

防災費の災害時宿泊施設等借上料150万円は、避難所として民間の宿泊施設等を利用した場合の借り上げ料で、1施設当たり均等割1回で1万円を、人数割1人1,000円で20人を見込み、10施設の年間5回分を計上いたしております。

河川カメラ設置工事の100万円は、多良川に1か所、糸岐川に1か所を新たに設置するものであります。また、防災対策用備品429万円はウェザーステーションの電話応答通報装置一式の更新を行うものであります。

33ページを御覧ください。

保健体育総務費のサッカー教室開催業務委託料66万円は、プロサッカーチームのサガン鳥栖の運営会社を委託先としてサッカー教室等を実施するものであります。

体育施設費のB & G運動広場周辺整備事業100万円は、日没後の照明不足の解消を目的として、広場国道側に2か所、海側に2か所の電灯設置を行うものであります。

なお、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、4月の人事異動や新規職員の採用並びに共済組合負担金の率の変更など、また会計年度任用職員については、共済組合の適用対象とならなかったことに伴う社会保険料への予算の組替えなどによるものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

9ページの国庫支出金及び県支出金並びに11ページの雑入及び町債につきましては、それぞれの歳出事業費の特定財源として計上しております。このうち国庫支出金の高齢者保健事業等特別調整交付金443万2,000円の減額は、佐賀県後期高齢者医療広域連合が直接国に申請し、受領後各市町に交付するように変更されたことに伴い、雑入の高齢者保健事業等委託金へ同額を組み替えるものであります。

10ページのふるさと応援寄附金の地方創生寄附金100万円は、いわゆる企業版ふるさと納

税で、神奈川県のアオヤマ設計様から町営野球場改修事業を用途指定した寄附金となっております。

基金繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整や各特定目的基金の充当事業の補正に伴う繰入金の調整であります。

主なものについて申し上げますと、公共施設整備基金繰入金の100万円の減額は、町営野球場改修事業に先ほどの地方創生寄附金を充当したことに伴う財源の組替え、またふるさと応援寄附金基金繰入金520万円の増額は、防災対策用備品及びB & G運動広場周辺整備事業への充当による繰入金の増であります。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、議案第43号は、令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳出の主な内容を御説明いたします。

5ページを御覧ください。

一般被保険者医療給付費分160万3,000円の減額から次のページの介護納付金分54万7,000円の減額までは、令和3年度の額の確定によるものであります。また、特定健康診査等事業費の人件費補正は、会計年度任用職員における共済組合の適用が対象とならなかったことに伴う社会保険料への予算の組替え等であります。

なお、これらの財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第44号は、令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

7ページを御覧ください。

歳出の一般管理費75万9,000円の増額は、人事異動及び共済組合負担金の率の変更によるものであります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金で調整いたしております。

次に、議案第45号は、令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

4ページを御覧ください。

歳出の総務費26万8,000円の減額は、人事異動及び共済組合負担金の率の変更によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第46号は、令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の営業費用89万円の減額は、人事異動及び共済組合負担金の率の変更によるも

のであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第5 委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第5. 委員長報告。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の所管事務調査を御報告いたします。

令和3年3月定例会におきまして付託されました所管事務調査につきまして、本委員会は、去る5月7日に「放課後児童クラブの運営について」をテーマに担当課より説明を受けた後、現地を調査いたしました。

本町の放課後児童クラブの児童数は過去5年間でほぼ変わらず、令和3年4月1日時点で多良が126名、大浦が56名登録をされております。教室数は多良が3、大浦が1で、10名の支援員さんが業務に当たっております。

令和2年度の事業費は約2,120万円で、そのうち国、県、町が3分の1ずつを支出しており、クラブの利用料は県内で一番安く、平日の利用で月額1,500円となっております。児童数に対してのクラブの面積要件は利用児童数の平均では基準値を満たしておりますが、雨天時とか日によっては基準値を超える利用があり、新型コロナウイルス感染症防止対策を取りながらの対応に支援員も苦慮されております。体育館の一部や空き教室の利用、支援員の補充など、改善が必要であると考えます。

なお、佐賀県放課後児童クラブ連絡会からは、本町の児童クラブについて一定の改善の余地があるとの意見があったということで、善処いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業などの業績悪化により、現在の雇用の状況は厳しい状況ではありますが、近年は女性就業率の上昇によりさらなる共働き家庭など児童数の増加が見込まれ、放課後児童クラブの重要性はますます高くなっています。担当課の説明によりますと、少子化の中ではありますが、登録者数は今後も減少することはないだろうということであり、受皿として、より一層のクラブの整備、充実に取り組んでいただきたいと思っております。

今回の調査で、子供たちが仲よく元気に遊んでいる姿を見ていて、放課後児童クラブで過ごした小学校時代がいつまでも心に残り、よりよい人生の出発点になるようにしてあげたい。

そのためには、私たち大人が子供たちのことをよく理解して、安全・安心に過ごせるようにしてあげなければならないと改めて思いました。それを実現するためには、私たち議員や指導者がほかの学校や児童クラブなどの先進地で勉強し、それを太良町の子供たちに還元させ、太良町に生まれてよかった、学校では勉強を学び、放課後児童クラブでは人間社会への関わり方を学べたと、貴重な経験をしたと思ってもらえるような放課後児童クラブになってほしいと思っております。

最後に、支援員の方たちが本当に子供たちを温かく見守ってくださっている姿を見て、感謝を申し上げたいと思います。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○2番（西田辰実君）

放課後児童クラブの利用児童数なんですけども、多良、大浦、学年別で大体1日どれくらいが平均でおられるのかということと、もう一つは、例えば放課後、仕事が遅くなって保護者が対応できない場合はどういうふうな対応をされるのかということと、もう一つは、低学年の児童の送迎はどうなっているのか。緊急で、例えば迎えに来れない場合、こういった場合はどうなっているのか質問いたします。

○総務常任委員長（川下武則君）

まず、放課後児童クラブの1日の平均なんですけど、多良小学校のほうが85名ほどです。4月、5月の平均です。大浦のほうが約40名程度が毎日、大体平均で使っておられます。

利用は1年生から3年生、4年生までぐらいが主に多いといいますか、5年生、6年生になったら少ないというふうな構成になっております。

それと、何時まで開所してるかということなんですけど基本的には6時ということですが、ただ、保護者さんの依頼があるときには6時半までしてるということで聞いております。延長するときには、その前に連絡を事前に必ずしてもらおうということが必要ということで承っております。

それと、低学年の児童の送迎なんですけど、ほぼほぼ身内の方が、お父さん、お母さんがいないところはおじいちゃん、おばあちゃんが来てくれたり、どうしても緊急で来れないときには親戚の方が迎えに行ってくれてるという、そういう温かい御支援があつてみたいですね。今までに来れなかったということは一回もないということで聞いております。

以上です。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、去る3月議会において付託されました所管事務調査について御報告をいたします。

経済建設常任委員会では、4月28日に町営水道事業の実態、課題、今後の事業計画等について環境水道課から概要説明を受け、意見交換を行いまして、その後現地確認を行ったところでございます。

水というものは、町民の日常生活に直結し、また生命を守るためには欠かすことができないものであり、その水を各家庭に届ける事業として水道事業が営まれています。貴重な資源でもある水を適切に管理し、安全で廉価に供給できるよう水道施設の基盤強化が求められているところであります。現在、町の水道施設がどのような状態で、今後適切に運営できるかを調査をしたところです。

町営の水道事業については、上水道事業が1地区3水系1,368戸を企業会計として、簡易水道事業が6地区8水系1,536戸に、飲料水供給施設7地区7水系103戸を加えた施設が簡易水道特別会計として事業運営が行われているところです。その他行政区で運営されている6組合は独自で維持管理などを行われています。また、個人で水質検査を行い井戸水を利用されている方も30世帯ほどあります。各水源地、配水池の機器類の点検、施設の維持管理など簡易なものは職員で行い、対応できないものについては業者に依頼し管理がされています。

水質検査については、水系ごとに残留塩素の濃度、色度、色の具合ですね、濁度、濁り具合ですけれども、などを日々確認されています。また、水道法に定められた項目、回数の検査を専門業者に委託し、安心・安全な水の供給が行われているところでございます。

町が管理している管路延長は上水道で3万5,125メートル、簡易水道で5万6,121メートル、飲料水供給施設で1万8,117メートル、合計10万9,363メートルとなっています。水道管の更新については、中期財政計画によるものと漏水箇所や有収率を考慮して行われており、上水道事業では小田地区を平成30年度から6年計画で940メートル更新する事業が、簡易水道事業では喰場地区を令和元年度から6年計画で4,750メートル更新する事業が進められています。また、今年度から有収率の向上を図る目的で、蕪田地区2,050メートル、里地区3,840メートルの管路更新が行われています。

現状の課題といたしまして、この10年間で給水人口が18%減少し、これに伴い事業収益もこの10年間で7%減少している状況であります。

上水道事業の管路更新については、経営状況を踏まえ事業の平準化を図り進められています。簡易水道事業では、施設数も多く事業収益のみでは管路更新に充てる費用が不足する状況であるため、一般会計から繰入れを行って事業を実施している状況であります。今後、管

路等の老朽化に伴う更新工事など事業費の増加が予測され、事業経営が厳しくなることが懸念されます。

現地確認については、川原第1水源と喰場地区、里地区の配水管の更新工事箇所を視察しました。水源地の施設管理は適切に管理されていましたし、また管路更新の現場は計画どおり進められていることを確認したところです。

水道事業については、ライフラインの大きな一つであり、町民生活の重要な役割を果たしています。給水戸数や給水人口が減少する一方、施設の老朽化は進行しており、料金の改定などさらなる計画的、効率的、斬新的な運営が求められているところです。

以上をもちまして経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

経済建設常任委員長の報告に対し、3点の質問をしたいと思います。

1点目です。

管路等の老朽化による水道管の更新が行われておりますが、今回更新された水道管の耐用年数はおよそどれくらいか。また、耐用年数を延ばすための具体的な行程などは実施をされているのか。

2点目、有収率向上を図るための管路更新が行われている蕪田地区、里地区において、現在の有収率はどれくらいか。また、更新後の目標はどれくらいに設定されているのか。

3点目、給水人口減、事業収入減の状況の中で、安定した水道事業を継続していくための今後の具体的な対策をどのように考えていけばよいと思われているのか。

以上、3点について質問します。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

それでは、待永議員の1点目の更新された水道管の耐用年数はどれくらいなのか。また、耐用年数を延ばすための具体的な行程などはどのように実施されているのかという質問ですけれども、それについて回答をいたします。

現在使用されている更新管は、従来より品質の向上が図られまして、耐震管ですね、震度に強いという耐震管としても位置づけられておりまして、平成30年度の地方公営企業関係法令集による配水管の法定耐用年数というのが40年に定められております。

耐用年数を延ばすことはできませんけれども、関連施設の工事においては定められた管理基準、適切な施工管理を実施し埋め戻しでは新しい機材を用いるなど、耐用年数よりも長く保つような措置、管理が行われているところでございます。

次に、管路更新が行われている蕪田地区、里地区の有収率はどれくらいか。また、更新後の目標設定はどれくらいかとの質問ですけれども、令和2年3月末現在の蕪田地区の有収率

については65.22%、里地区においては68.36%となっています。更新後の目標については、平成30年度に管路更新が終了いたしました伊福地区の有収率は令和2年3月末現在で94.8%となっています。したがって、同地区においても90%を上回る効果を期待しているようです。

3点目の、給水人口や事業収入が減少する中で、今後の具体的対策はどのように考えているかとの質問ですけれども、本町では人口減少と高齢化が進む中、給水人口や給水戸数の減少に対する対策は避けて通れない課題だと考えております。

職員の保守点検の徹底による改善箇所の早期発見、維持管理費の縮小などに努めるとともに、長期的な事業計画の策定などによる施設の整備など、さらなる水道経営の健全化を推進していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

以上、回答でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りをください。

以上で委員長報告を終わります。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

午前10時20分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 山 口 一 生